

◆最近のトラブル情報から

高齢者宅に、法律事務所を名乗り「以前、リフォーム工事した時に支払われた費用に過払金が発生している。返還するのに、現金が必要なので用意して待っていてください」と電話がありました。

相談を受けた方が心配して高齢者宅に行くと、たまたま同じ相手から連絡が入ったので、法律事務所名・弁護士名を聞き出しました。

「詐欺ではないのか」と思い、消費者センターに相談したことで、事件が発覚しました。医療費の還付金詐欺と同様、詐欺の可能性が高く、相手に個人情報を与えたことにより、トラブルに発展する可能性も考えられます。もし、同じような電話がかかってきても、「新しい手続きは辞退します」と、きっぱり断るようにしましょう。

◆大阪府警察本部からの情報提供

振り込み詐欺撲滅を目指して、「迷惑電話チェッカー」を利用できるモニターを募集しています。機器を設置すると電話機に最新の「迷惑電話リスト」が自動配信され、着信した電話の危険度をランプの光る色と音声案内で確認できます。

- 無料モニター期間 設置日から平成28年9月末日
- 募集人数 500名(先着順)
- 対象者につきましては、条件全てに当てはまる方に限ります。
 1. 65歳以上の大阪府内に居住する方(1世帯につき1台)
 2. 自宅の固定電話で番号表示サービス(ナンバーディスプレイ等)を利用している方(または設置までに利用開始できる方)
 3. モニター期間中にアンケートに協力出来る方

※詳しくは、大阪府警察本部のホームページをご覧ください。

<http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/topix/checker.html>



◆大阪市消費者センター (住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

・消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター (※予約不要)
 - その他の面談場所 (※要予約 6614-0999)
 - ・天王寺サービスカウンター
 - ・市民相談室(市役所1階)
 - ・クレオ大阪各館[北部館・西部館・南部館・東部館・中央館]

